

# 固定資産税が変わります

## 評価額を適正な価格に見直し

平成十八年度は三年に一度の固定資産の評価替えの年です。評価替えは、土地や家屋の固定資産価格（評価額）を資産価値の変動にに応じて、適正で均衡のとれた価格に見直す作業です。新しい評価額を基に計算された「本則課税標準額」と前年度の課税標準額を比較し、その差が大きい場合には調整が行われ、負担の均衡化が図られています（下囲み参照）。

耐震改修工事により減税措置  
住宅に一定の耐震改修工事をした場合、改修した住宅の固定資産税を減額する制度が導入されました。  
▽減額対象床面積 一戸当たり百二十平方メートル相当分まで  
▽減額期間 平成十八年～二十一年に行われた工事：申告の翌年から

▽手続き方法 改修工事完了後三カ月以内に建築士などが発行する耐震基準適合証明書を添えて、役場税務会計課に申告してください。  
◇ ◇ ◇ ◇  
固定資産税や減税措置について、詳しくは役場税務会計課資産税担当（内線113）へお問い合わせください。

三年間  
平成二十二年～二十四年に行われた工事：申告の翌年から二年間  
平成二十五年～二十七年に行われた工事：申告の翌年分



固定資産価格が見直されます

これにより、固定資産税額が変わる方もありますので、役場税務会計課から送付された固定資産税課税説明書でご確認ください。

### ◆負担調整の概要（土地・宅地の場合）

#### ◎固定資産税額の計算方法

固定資産税額＝課税標準額×1.4%

#### ◎課税標準額の調整方法

今年の評価額×1/6\*＝本則課税標準額(A)

※面積が200㎡を超えた部分は1/3になります。

(A)を前年度の課税標準額(B)と比較して

#### ○住宅用地（住宅がある宅地）

- ・(B)が(A)より高い場合……………(A)
- ・(B)が(A)の80%以上100%未満の場合……………(B)
- ・(B)が(A)の80%未満の場合……………(B)+(A)の5%  
が18年度の課税標準額になります。

#### ○非住宅用地（住宅用地以外の宅地）

- ・(B)が(A)の70%以上の場合……………(A)の70%
- ・(B)が(A)の60%以上70%未満の場合……………(B)
- ・(B)が(A)の60%未満の場合……………(B)+(A)の5%  
が18年度の課税標準額になります。

※宅地以外についても、この方法に準じて調整されますので、詳しくはお問い合わせください。なお、田や畑など現況が農地である土地の課税標準額は変わりません。

## たんぼぼ学級を開設します

「たんぼぼ学級」が5月から開催されます。この学級は、町教育委員会が運営している家庭教育学級の一つで、3歳未満の乳幼児期の子供を持つ親や祖父母を対象にした学習会です。本年度の学習会は全11回を予定。いろいろな人の意見を聞いて視野を広げ、家族みんなで楽しい子育てへのヒントを「たんぼぼ学級」で見つけてみませんか。

※託児室もありますので、安心して学習できます。また、学習後は子育て相談にも応じます。

▷学習の期間 5月から来年2月まで（詳しい日程や内容、会場は直接参加者に連絡します）

▷主な学習内容 ▶みんなで話そう（保護者による話し合い学習会）▶お父さんの育児（講話）▶遠足▶



昨年のたんぼぼ学級の様子

母から子供への小物製作▶感謝の会、クリスマス会——など

▷定員 40人（定員になり次第締め切ります）

▷申込先・問い合わせ 4月24日までに町教育委員会事務局社会教育担当（内線623）へどうぞ。